

事務連絡
平成25年9月2日

各都道府県・各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体学校設置会社の学校事務担当課
附属学校を置く国立大学法人附属学校担当部局

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官付（運営支援推進係）

平成25年度「学校評価推進フォーラム」の開催について（依頼）

学校評価は、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、自己評価について、実施及び結果公表が義務づけられるとともに、学校関係者評価についても努力義務が規定され、その実施率は向上してきましたが、今後はその実効性の一層の向上を図ることが求められます。

このたび、学校評価の充実・発展に向けた取組の推進に資することを目的に、学校評価推進フォーラムを、別紙「学校評価推進フォーラム実施要項」により開催します。

貴担当課におかれましては、管内の学校等に広くお知らせいただくとともに、貴下職員及び教職員、学校関係者評価委員等の積極的な参加について御配慮くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）にもその旨お知らせ願います。

なお、参加申込みは、以下の文部科学省ホームページからお願いいたします。

※文科省 HP : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1339068.htm

※「教育」⇒「小学校・中学校・高等学校」⇒「信頼される学校づくり・学校評価」

⇒「実施事業・学校評価・情報提供に関する調査研究事業等」⇒「学校評価推進フォーラム」

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付
運営支援推進係 風岡、谷本

TEL : 03-6734-3705（内線 3704）

FAX : 03-6734-3727

E-mail : hyo-ka@mext.go.jp

(別紙)

平成25年度 学校評価推進フォーラム 実施要項

1 趣 旨

学校評価は、平成19年の学校教育法及び同法施行規則の改正により、自己評価について、実施及び結果公表が義務づけられるとともに、学校関係者評価についても努力義務が規定され、その実施率は向上してきたが、今後はその実効性の一層の向上を図ることが求められる。

本フォーラムは、学校評価の実効性の向上のための各学校における取組の工夫や教育委員会が果たすべき役割等について、講演、実践発表及び意見交換等を行い、学校評価の充実・発展に向けた取組の推進に資することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3. 開催日時 平成25年9月20日(金) 13:00~16:30 (受付 12:30~13:00)

4. 会 場 文部科学省 旧庁舎 第2講堂
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
(東京メトロ銀座線虎ノ門駅 徒歩3分)

5. 内 容 開 会・行政説明 13:00~13:30
「学校評価の効果実感を高める。一委託調査研究の成果より一」
・文部科学省初等中等教育局参事官 岸本 哲哉
講 演 13:30~14:30
「学校経営の充実を図る学校評価」(仮)
・千葉大学 教育学部 教授 天笠 茂
休 憩 (15分)
実践発表 14:45~16:30 (各25分+意見交換)
①学校・家庭・地域の役割を確認し、それぞれの教育活動の充実に繋げる学校関係者評価
「自らを振り返り、互いに高め合う学校評価」(仮)
京都市教育委員会・京都市立藤城小学校
②専門性・客観性を強化した学校関係者評価
「学校改善に活かす学校評価」(仮)
東京都世田谷区教育委員会・世田谷区立東玉川小学校
閉 会 16:30

6. 参加者 教育委員会職員、教職員、学校関係者評価委員、その他

7. 参加費 無 料

8. 申 込 定員300名
申込方法 文科省 HP : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1339068.htm

※「教育」⇒「小学校・中学校・高等学校」⇒「信頼される学校づくり・学校評価」
⇒「実施事業・学校評価・情報提供に関する調査研究事業等」⇒「学校評価推進フォーラム」